

事故について

事故の定義について

重大な事故等【直ちに報告すること】

- ア 入所者等の死亡事故
- イ 役・職員の不法行為（預かり金着服・横領等）
- ウ 入所者等に対する虐待（不適切な処遇（疑）を含む）
- エ 入所者等の不法行為
- オ 入所者等の失踪・行方不明（捜索願を出したものの）
- カ 火災（消防機関に出動を要請したもの）
- キ その他ア～カ以外の事項で、テレビ・新聞等で報道された事案（報道される可能性のある事案を含む）

その他の事故【事故発生後（又は事故発覚後）30日以内に報告すること】

- ア 入所者等の骨折、打撲、裂傷等で、医療機関への入院・通院を要したもの
- イ 入所者等の誤飲、誤食、誤嚥及び誤薬
- ウ 無断外出（見つかった場合）
- エ その他報告が必要と認められるもの（交通事故等）

注）・入所者等が病気により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるときは報告すること。

・在宅の通所・短期入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が施設等にいる間に限る。

対象施設

介護老人保健施設、介護療養型医療施設、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、居宅療養管理指導事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所療養介護事業所

事故の具体的事例

骨折

骨折のほか、腱断裂など全治1ヶ月以上の重傷を含む

裂傷等

擦過傷、切り傷、刺し傷などで全治一ヶ月未満の軽傷を含む

誤飲・誤薬

石けん、使い捨てカイロの中身、枕の中のビーズなどを食べるか飲んでしまった場合など。

誤薬

利用者が誤った種類、量、時間または方法で薬を飲むこと

「利用者処遇に関するもの」の「その他」

感染症の集団発生。交通事故や入浴前の水分補給不足による多発性脳梗塞、移動時の胃ろうチューブの脱落、湯たんぽによる火傷を含む

- 病気により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性があるときは報告してください。
- 通所・短期入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が施設等にいる間に限る。
- 報告の必要があるか迷う事例については、担当までご連絡ください。

直近の事故発生件数

区分	利用者処遇に関するもの								(再掲) 重大事故			計	
	無断 外出 等	サービス利用中の事故							死亡	誤 嚥	その他		
		骨 折	打 撲	裂傷等	誤 薬	誤飲等	誤 嚥	その他					
R4	介護老人保健施設	-	63	3	7	27	6	-	-	2	-	2	106
	介 護 医 療 院	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	短期入所療養介護	1	8	-	-	3	1	-	-	-	-	-	13
	通所リハビリテーション	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1
	小 計	1	72	3	7	31	7	-	-	-	-	-	121
R3	介護老人保健施設	-	53	1	6	37	1	2	4	-	-	-	104
	短期入所療養介護	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	通所リハビリテーション	1	5	1	5	4	-	-	-	-	-	-	16
	小 計	1	59	2	11	41	1	2	4	-	-	-	121
R2	介護老人保健施設	-	67	2	10	33	6	1	3	-	-	-	122
	短期入所療養介護	-	2	-	-	3	-	-	-	-	-	-	5
	通所リハビリテーション	-	4	-	-	-	1	-	-	-	-	-	5
	訪 問 看 護	-	-	-	1	-	-	2	-	-	-	-	3
	小 計	-	73	2	11	36	7	3	3	-	-	-	135
3カ年合計		2	204	7	29	108	15	5	7	2	0	2	377
割合		0.5%	54.1%	1.9%	7.7%	28.6%	4.0%	1.3%	1.9%				1
3カ年平均		1	68	2	10	36	5	2	2	1	0	1	126

3カ年分重大事故（死亡）の内訳

